

『保険薬局の知識(112):乳幼児服薬指導加算と乳幼児服薬指導加算(臨時取扱い)の算定対象と要件』
(2021年1月/店舗運営管理課作成)

＜乳幼児服薬指導加算＞

6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、患者又は患者の家族等に対し、服薬に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合に12点を所定点数に加算する。

＜乳幼児服薬指導加算に関するQ&A＞

Q) 乳幼児服薬指導加算について、「指導の内容などについて、手帳に記載すること」とされているが、手帳を持参していない患者に対して、手帳を交付又は手帳に貼付するシール等を交付した場合であっても、当該加算を算定できると理解してよいか。

A) 乳幼児服薬指導加算については、手帳を利用しているが手帳を持参し忘れた患者にはシール等を交付することでよいが、手帳を利用していない患者に対しては手帳を交付した場合に算定できるものであること。

次回以降に手帳を持参した時に 当該シールが貼付されていることを確認すること！！



＜乳幼児服薬指導加算(臨時取扱い)＞(2020年12月15日より施行)

保険薬局において、6歳未満の乳幼児に係る調剤に際し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で、必要な薬学的管理及び指導を行い、「薬剤服用歴管理指導料」又は「かかりつけ薬剤師指導料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、「薬剤服用歴管理指導料」注8に規定する「乳幼児服薬指導加算」に相当する点数(12点)をさらに算定できることとする。

臨時的な取扱いは、当面、令和2年度中(令和3年2月診療分)までの措置とし、令和3年度(令和3年3月診療分以降)の取扱いについては、令和3年度予算編成過程において検討することとしている点に留意すること。

＜乳幼児服薬指導加算(臨時取扱い)に関するQ&A＞

Q1) 小児の外来診療等において「特に必要な感染予防策」とは、どのようなものか。

A) ※1「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症2019(COVID-19)診療指針・第1版(小児COVID-19合同学会ワーキンググループ)」を参考に、小児の外来における**※院内感染防止等に留意した対応**を行うこと。

※院内感染防止等に留意した対応の例

- ・COVID-19に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、一人の患者ごとに手指消毒を実施すること。
- ・流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徴候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握すること
- ・環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に70～95%アルコールか0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行うこと。



※1 http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/COVID-19_sisin20201130.pdf

Q2) 小児の患者本人と対面せず、患者の家族等のみに対し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合でも算定できるのか。

A) 算定できない

参考文献: 保険調剤のてびき2020年改訂版(東京都薬剤師会)、厚生労働省保険局医療課事務連絡: 令和2年12月15日新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて(その31)、令和3年1月8日新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて(その32)